

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」 基金

vol.92

2022年6月25日



事件報告 ラポロアイヌネーション訴訟

★「自然の権利」基金の支援する訴訟が新たに加わりました★

マミー s'日記

いのちはじゅんぐり

「生き物」の声が聞こえる！

期日情報

●事務局より

事件報告 ラポロアイヌネーション訴訟

アイヌはサケを獲れないのか？

江戸時代までアイヌは北海道の川で自由にサケを獲っていました。明治以降、政府は「アイヌは和人と同様」という理由からアイヌが自由にサケを捕獲することを禁止しました。アイヌはサケだけでなく、その他の海産物の漁労やエゾシカをはじめとする狩猟そのものを禁止されていったのです。アイヌは先住民族として現在の北海道の土地や自然資源に対する権利を有していましたが、明治政府は一方的にこれらのアイヌの権利を否定していったのです。

しかし、本当にアイヌにはサケをはじめとする漁猟をする権利がないのでしょうか？ここでは、この問題を考えてみましょう。はじめに、様々な言葉の意味を明らかにし、先住民族の権利とは何か（権利の内容）、権利を有するアイヌはどういう人たちか（権利の主体）、などについて歴史から明らかにし、今、権利回復のために闘っているラポロアイヌネーション（北海道浦幌町のアイヌ集団）の現状について考えていきましょう。



現行法上、適法に知事の許可を得て十勝川で刺し網漁をしている様子（撮影者：市川利美）

1 言葉の問題

＜和人地と蝦夷地＞

江戸時代の北海道は蝦夷が島と言われていました。蝦夷が島には唯一の大名として松前志摩守がいましたが、その支配地は松前という道南の端の小さな場所でした。この城下町周辺を和人地と言いました。江戸時代末期には和人地は広くなりましたが、それでも道南の一部に過ぎません。蝦夷が島の和人地以外の土地は蝦夷地と言われました。

＜石高のない松前＞

松前藩には、〇万石という石高はありません。それは蝦夷が島では米作が不可能だったからです。松前藩の収入は米の収穫ではなく、アイヌとの独占的交易権からの収入でした。1604年、徳川家康は松前志摩守に黒印状を発し、蝦夷（アイヌ）との独占的交易権を付与し、他藩のアイヌとの交易を禁止しました。江戸時代、一貫して松前藩はアイヌとの独占的交易権を保障されたのです。

＜蝦夷のことは蝦夷次第＞

蝦夷が島の広大な蝦夷地はアイヌの支配領域でした。黒印状では、わざわざ「附」（つけたり）として、蝦夷のことは蝦夷次第とされました。この意味は、アイヌに対して松前藩は一切の権限を有せず、アイヌの自律に任せるということです。つまりアイヌは自決権を持つ集団として幕藩体制では位置づけられていたのです。

＜蝦夷地は化外の地（外国）＞

蝦夷地を松前藩が支配していなかったことから、蝦夷地は化外の地であると言われます。化外の地とは、幕藩制の支配が及ばない外国という意味です。この結果、アイヌは樺太などを通じて中国と交易をし「エゾ錦」などの織物を入手し、松前藩と交易をしていました。蝦夷地が幕藩制の支配地だとしたら、蝦夷地は鎖国され、アイヌの中国交易は密貿易になるはずですが、そのようなことはありませんでした。



カムイノミ 2019

＜アイヌは化外の民＞

蝦夷地に住むアイヌは、化外の民、つまり外国人とされていました。ですから、本州以南のように、藩による人別帳は作られず、土地（農地）に縛られることもなく、税の徴収や賦役もありませんでした。明治になるまでアイヌには一切の課税がありませんでした。

2 先住民族の権利について

日本政府は2019年の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（施策推進法）ではじめてアイヌを先住民族としました。ただ、江戸時代からのアイヌの様子からすれば、アイヌは明治国家に先立つ先住する民族であることは明らかです。

ところで、国連は2007年「先住民族の権利に関する国連宣言」（国連宣言）を決議し、日本政府も賛成しました。国連宣言では、先住民族に関する様々な権利について認めています。たとえば自決する権利、土地や自然資源に対する権利、教育や文化に対する権利等々です。

国連宣言を注意深く見ると、集団の権利（indigenous peoplesの権利）と、個人の権利（indigenous individualsの権利）とに分けて規定していることに気づきます。多くの日本人は「先住民族の権利」を主体ごとに分けて検討しないために「混乱」が生じているように思えます。

ここで問題にするサケ捕獲権という自然資源に対する権利はアイヌの個人の権利ではなく、アイヌの集団の権利として規定されています。サケに限らず木々を伐採する権利など自然資源への権利は集団の権利とされているのです。

では、このような権利が認められる集団はどのような集団なのでしょうか？

3 アイヌとコタン

そもそも、アイヌとは誰でしょうか？

現在、アイヌの人口は約1万7000人とされています（北海道統計）。これは「私はアイヌ」として手を挙げた数です。150年以上にわたる差別と同化政策によって自分がアイヌであることを隠しているアイヌも多く、実際には5万人以上とも言われています。この統計に表れるアイヌ人口はあくまで個人の数です。

誰がアイヌか、を考えるには、個人と集団とに分けて考える必要があります。

アイヌの集団は国連宣言がいうように自決権を有するので、自決権に基づいて「集団のメンバーシップ」を自分たちで決定できるのです。集団のメンバーと認められればアイヌであることは疑いがありません。この集団は一般にはコタンといわれているので、集団

名を付して〇〇コタンアイヌ、××コタンアイヌとなるのです。「アイヌ民族」という言い方は、アイヌの中の権利主体としての集団の意味ではありません。ですから、あまりに漠然とし適切な表現ではありません。

これに対して個人の場合はどうでしょうか？行政は現在、個々のアイヌに対して「住宅資金援助」や「就学援助」などの公金を支出しています。アイヌへの公金の支出ですから、行政自身が支出対象者であるアイヌとは誰かを明確な基準で示さなければなりません。ただ、行政は定義すら持っておらず、「北海道アイヌ協会が認めた者」とか先祖の戸籍を取り寄せて初めに「カタカナ名」がいればアイヌとするなどの曖昧な基準しかありません。個人の場合は行政が行政目的に沿ってアイヌの定義をすればよいだけなのです。

4 アイヌの集団は歴史によってつくられる

一体、土地や自然資源への権利を有する集団（コタン）とはどのような集団なのでしょうか？歴史的には（明治になるまで）、コタンは数戸から数十戸で構成され、イオルと呼ばれる一定の土地や空間といった支配領域を有していました。支配領域内では、コタンが独占的・排他的権利を有し、コタン構成員による狩猟などが行われていました。コタンの権限はコタンコルクル（長）によって指揮されていました。またコタン内では民事刑事の裁判も行われていました。コタンでは慣習法による民事法、刑事法があり、訴訟手続法もあったのです。コタン間では川での漁猟をめぐる戦争も行われました。人類学者のジョン・バチューラーは、コタンについて「国家のようだ」と記録しています。そうなのです。アイヌにとってコタンは国家だったのです。支配領域を持ち、独占的・排他的な権利を有し、裁判を行い、自主、自律した存在で、自決権を有し、それが侵害されれば戦争も辞さない存在だったのです。

幕藩体制下では、「蝦夷のことは蝦夷次第」とされていました（前記）。蝦夷地におけるアイヌの人たちの社会生活は、各地にコタンを作り、各コタン（ときにはコタン共同体）が群雄割拠して、それぞれが独立した国家のように存在していたのです。幕府も藩もこれを犯すことはできませんでした。

コタンは、このような歴史を持った集団だったので、これらの集団の子孫たちは依然コタンが有していた集団の権限を持っているはずです。国連宣言は、先住民は、コタンのような権限を有する集団が存在し、これらの集団が自決権を有し、また土地や自然資源に対する権利を有すると認めたものです。ですから、この集団の権利は、国連宣言や、人権条約や各国の憲法によって「認められた」権利ではなく、この集団の固有の権利であるとされています。近代国家成立以前から、また憲法がつくられる前から存在していた集団の権利ですから、固有の権利（inherent）とされるのは当然なのです。

このような集団は、集団の権利として自由に川でサケを獲ることができるのです。



捕獲したサケを使って「アシリチュップノミ」という新しいサケの捕獲と誰も怪我をしないで多くのサケが獲れるように、との祈りの儀式をしている様子



「網針（アバリ）」・・・網の修理に使う道具
上の写真が現在の網針ですが、形態がよく似た手作りの下2つが、遺骨返還の際に副葬品として北大から返還されました。

5 現在の状況

日本政府は、明治以降において外国であった蝦夷地に一方的に侵略しました。アメリカでは連邦政府がインディアン集団と条約を結んで土地や資源を買い取っていましたが、日本では「無主の土地」として一方的に入って来たのです。

各地に存在したコタンは土地を追われ、資源を奪われ、コタン集団は解体させられ、アイヌ個人は和人となるように言葉や習慣を否定されました（同化政策）。

しかし、依然、かつてコタンがあった場所にコタン構成員の子孫たちが暮らしており、彼らが権利を求めて新しい集団を作りました。北海道浦幌町に住むアイヌたちが作ったラポロアイヌネイションはこのような集団です。彼らは、先祖たちのコタンが有していた十勝川河口部でのサケ捕獲の権利はラポロアイヌネイションに引き継がれているとして訴訟を起こしました。

対する日本政府は、訴訟ではサケ捕獲権がアイヌ集団の固有の権利かどうか、江戸時代までこの権利を有していたにもかかわらず、明治以降政府によってこの権利行使を禁止された、という事実関係について一切「認否」（認めるor 否定する）ことすらしようとしていません。明治以降の侵略の歴史に向き合おうとはしないままです。

日本の150年の歴史を正すため多くの皆さんのご支援とご協力をお願いします。

（文）ラポロアイヌネイション訴訟弁護団
弁護士 市川 守弘

詳細は、北大開示文書研究会ウェブサイト/ラポロアイヌネイション
訴訟支援センターで公開されています。ぜひご覧ください。
<http://www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html>



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

新しく弁護士法人あすなろ法律事務所の弁護士室谷先生にご執筆していただきました。

生きもののいる生活

長女（7歳）が生まれたときも高齢出産と言われる年だったのに、その6年後にまさかの長男（1歳）が生まれ、他所より遅い子育てに、毎日奮闘しています。

母は、こちらが本業かというぐらい、自然保護活動にあちこち飛び回っており、子どもたちにも、生きものや自然が好きな人に成長してほしいという思いがあるのですが、周りにほぼ自然のない都会暮らし、出張も多いし、なかなか生きものも飼えないし、子どもと一緒に農作業とかしたいけど、そんなゆとりないし・・・とジレンマを抱えています。

自分も都会育ちなのですが、家の周りにかろうじて田んぼが残っており、オタマジャクシやカエルと遊ぶことができ、そういうちょっとしたものでも、生きものと触れ合う経験が今の自分をつくっているように思います。

少しでも身近に生きものと考え、ふと、ちょうちょがやってきて卵を産むのではないかしらと思いつき、金柑の鉢植えを買いました。今のところちょうちょが来た気配は一切ありませんが、毎日、せっせと水やりをしています。

来年ぐらいには来てくれるかな～？



（文・写真）弁護士法人あすなろ法律事務所
弁護士 室谷 悠子



期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

6月17日 14:00～ 口頭弁論
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【第3次命の森やんばる訴訟】 福岡高等裁判所那覇支部

6月20日 11:30～ 進行協議

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

6月 2日 14:30～ 口頭弁論
9月 1日 予定
12月 1日 予定

【奄美嘉徳浜】 鹿児島地方裁判所

9月 9日 13:10～ 口頭弁論

【馬毛島】

・ボーリング調査工事(第1期調査工事の継続工事)
差止仮処分申立 (東京地方裁判所)
2022年2月14日 取下

・許可取消訴訟 (鹿児島地方裁判所)
2022年2月19日 取下

【有明】

・小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]
(福岡高等裁判所)
6月 3日 13:30～ 口頭弁論

・請求異議訴訟 (差戻審)
(福岡高等裁判所)

3月25日 14:00～ 判決言い渡し
4月 8日 上告

【ラポロアイヌネイション訴訟】 札幌地方裁判所
2020年 8月17日 提訴

2022年 9月 1日 14:00～ 口頭弁論

命はじゅんぐり

愛知県しんしよ新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。「子供に好かれる卵」シリーズ（全7回）をご執筆くださり、今回は第4回目です。第1回目は基金通信88号、第2回目は基金通信90号、第3回目は基金通信91号に掲載しております。

♪基金通信バックナンバーは下記のサイトからお楽しみいただけます♪
<http://www.f-rn.org/backnumber/index.html>

子供に好かれる卵 ④ストレスのない飼い方

鶏は本来10～30羽ほどの群れで社会生活をする。朝目覚めると羽ばたきする。羽づくろいも日課だ。好きな砂浴びや日光浴で体を清潔に保つ。寄生虫の多くはこれで退治できる。よく歩き回り、土を足でいたり嘴でつついてエサや小石を食べる。果実や大根などもつついて食べる。1日1万回以上つつくという。少数のオスはメスの食事時など、外側に立って用心棒役を果たす。群れの皆でヒナの面倒をみる。夜は獣害を避けるために高い止まり木で寝る。メスは頼りになるオスに寄り添う。卵は天敵の視線を避けられる巣の中に産む。これが鶏本来の生き方で本能に基く習性である。

ところで、工業的大規模産卵養鶏はどうか。日光も土もない鶏舎内で狭いバタリーケージ（20cm×21.5cm）に押し込まれ歩くこともできない。隣同士つついて怪我しないようにと嘴を焼き切られるのも8割以上という。大好きな新鮮な草は生涯食べられない。まさにストレスまみれの卵を産む機械の扱いだ。欧米やインドなどでも重視されるようになった動物福祉（アニマルウェルフェア）の取り組みも日本は世界で最も遅れた国の1つだと言われている。



福津農園の養鶏

一方、福津農園の養鶏は、園内の物質循環の要、おいしい食べ物の生産手段として、就農してすぐに始めた。

健康で幸せな鶏というのが信条である。1985年に25羽から始めた養鶏は300羽近くまで拡大し、鶏小屋の大きさが10羽～70羽と群の大小はあっても、基本は「鶏本来の生き方」ができる農法を守っている。2～3.5羽／㎡という飼養密度はヨーロッパや日本の平飼い養鶏業界の一般的な密度よりずっと薄飼いである。その上で前述の緑餌や発酵飼料の工夫を凝らしている。その結果の証明として子供たちに好まれ選ばれる卵がある。おいしい畜産物の決め手は「ストレスのない飼い方」という西欧の食通の言（NHK放送）に納得。

ちなみに、金網越しに緑餌や虫を与えたり、舎外の鶏と遊ぶことで、来訪した子供たちの日頃のストレスが解消されたり、楽しみが増えるようである。

（文・写真） 福津農園 松沢政満

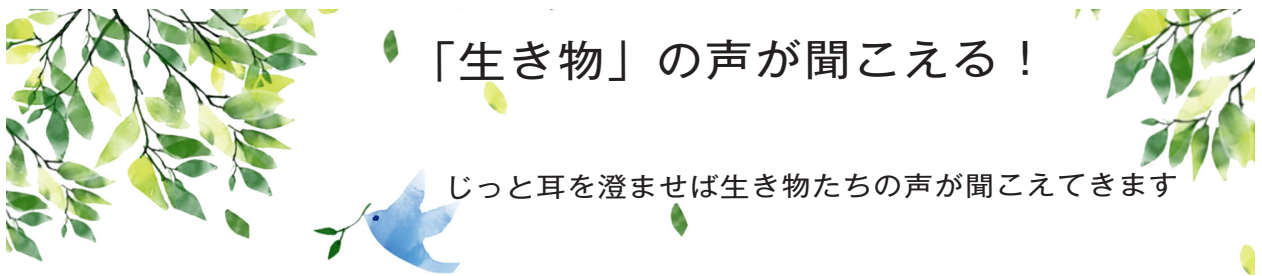


事務局より

梅雨明けが待ち遠しいこの頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。私が住んでいる愛知県東三河地方は山と海があり、自然に囲まれています。通勤途中で見上げた山々はとても緑が美しく、今日も一日がんばろうと元気をもらいました！自然のパワーは素晴らしいです♪

2月の通信以降、今年も多くの方々に会費やご寄付をご納入いただき、誠にありがとうございました。また、恐れ入りますが、会費が未納の方へは今回も振込用紙を同封させていただきました。ぜひとも引き続きご支援いただけましたら幸いです。

なお、クレジットカード、銀行口座等からの自動引き落としの支払い方法もごございますので、同封しました「年会費ご送金方法のご案内」をご覧くださいませ。今後ともよろしくお願いいたします。



「生き物」の声が聞こえる！

じっと耳を澄ませば生き物たちの声が聞こえてきます

陸ウォッチャーはクジラたちの会話を想像する

自慢じゃないが、日本で（たぶん）初めてのホエールウォッチングツアーに参加した一人である。

「小笠原では、クジラが観られるらしいよ」と、バードウォッチャーで漫画家の岩本久則さんが仲間を誘い始めたのが1987年。折しも小笠原が日本に返還されてから1988年で20年の区切り目だということで、村の記念事業にもなった。

そしてその春、母島沖に現れたザトウクジラの姿を堪能することができた。それだけではなく、ハイドロフォン（水中の音を拾うマイク）を通して彼らの生声を聴くこともできた。小舟の上で代わる代わるヘッドフォンを耳に押し当てて、しばらくするとニヤリとする仲間たち。ネット上に音源があふれている時代ではないから、全員が「初めて」の経験を共有した。

自慢にならないが、船には弱い。

だから、陸からのウォッチングに気合いが入る。父島では高台から、仲間が乗った小舟のすぐそばにザトウが浮上したところも見た。「毛穴まで見えた！」と自慢話を聞かされたけれども、それはそれ。

あれから30年、国際捕鯨委員会（IWC）の総会がブラジルで開催されたとき、宿のバルコニーからミナミセミクジラを眺めることができた。同時に3頭、うち2頭は親子のように見えた。彼らも何らかの「言葉」を交わしているのだろう。視界の利かない海の中では、音が有効な連絡手段だ。私がそれを聴くには、舟に乗って波打ち際を離れる必要があるので、想像するだけにしておこう。

（文・写真）

一般社団法人自然の権利基金 理事 佐久間淳子



ブラジルの、フロリアノポリスの海岸に現れたミナミセミクジラたち（2018年9月15日）

LINEはじめました！

お友達登録していただくと、LINEでお問い合わせいただくことも可能です。また、お知らせやお便りをお送りさせて頂く予定です。ぜひ、お友達登録をお願いします♪



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！



← LINE のご登録
はこちら！

「自然の権利」基金通信 vol.92

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ シゼンノケンリキキン